

一般社団法人三鷹市サッカー協会

社員総会議案書

令和7年5月31日(土) 14:00 - 三鷹駅前コミュニティー・センター

議事次第

1. 開会宣言
2. 出席確認
3. 大会成立宣言
4. 議案審議
 - ・ 議案第1号 令和6年度事業報告（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
 - ・ 議案第2号 令和6年度収支決算（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
 - ・ 議案第3号 令和7年度事業計画（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
 - ・ 議案第4号 役員の選任
 - ・ 議案第5号 定款変更
 - ・ 議案第6号 役員報酬額変更
 - ・ 議案第7号 令和7年度収支予算（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
5. (一社)三鷹市サッカー協会 令和7年度 役員及び担当
6. その他報告事項
7. 閉会

議案第 1 号

令和 6 年度事業報告書

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

一般社団法人 三鷹市サッカー協会

1 事業実施の方針

三鷹市のサッカー界を統括し代表する団体として、三鷹市においてサッカーの普及と発展、競技力の向上に関する事業を行った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び数	支出額(千円)
① 各種サッカーに係わる競技会の開催及び運営	三鷹市 サッカーリーグ 一般	令和 6 年 4 月 ～令和 7 年 3 月	大沢総合 グラウンド	7 名	650 名	1,182
	三鷹市 サッカーリーグ 壮年	令和 6 年 4 月 ～令和 7 年 3 月	大沢総合 グラウンド	7 名	600 名	
	三鷹市サッカーリーグ 女子	令和 6 年 4 月 ～令和 7 年 3 月	大沢総合 グラウンド	7 名	180 名	
	多摩シニア 60 リーグ	令和 6 年 4 月 ～令和 7 年 3 月	大沢総合 グラウンド	7 名	270 名	
	フットサル One Day Match	令和 6 年 4 月 20 日 5 月 11・25 日 6 月 15 日 7 月 13・20 日 9 月 14 日 10 月 5・19 日 11 月 16 日	SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	520 名	

		令和 7 年 3 月 1・15・22 日				
	ソサイチ One Day Match	令和 6 年 8 月 3 日	SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	80 名	
② 各種サッカーに 係わる指導及 び普及活動	FC 東京 夏休み 小学生・大人のサッ カー教室	令和 6 年 7 月 22 日	SUBARU 総合スポーツ センター	3 名	100 名	205
	FC 東京 小学生・ 大人のサッカー教室	令和 7 年 1 月 13 日	大沢総合 グラウンド	3 名	100 名	
	JFA ミニグラスルーツ フェスティバル	令和 6 年 5 月 25 日	大沢総合 グラウンド	3 名	50 名	
	JFA ファミリーフットサル フェスティバル	令和 6 年 8 月 3 日	SUBARU 総合スポーツ センター	3 名	100 名	
	JFA ウォーキングフットボ ールコーディネーター 講習会 in 三鷹	令和 6 年 8 月 31 日	SUBARU 総合スポーツ センター	3 名	20 名	
③ 三鷹市を代表 するチームの役 員及び選手の 選定並びに派 遣	都民体育大会 サッカー競技	令和 6 年 4 月～6 月	駒沢第 2 球 技場他	4 名	20 名	675
	東京都区市町 サッカー選手権 大会	令和 6 年 6 月～8 月	清瀬内山運 動公園サッカ ー場他	4 名	20 名	
	スポーツフェスティバ ル東京 サッカー競技	令和 6 年 11 月 17 日・ 24 日	駒沢第 2 球 技場他	4 名	50 名	
	三多摩クラブサッカ ー選手権 大会	令和 7 年 2 月～3 月	大沢総合 グラウンド他	4 名	20 名	

	三多摩シニア男子 (O-40)、女子大 会	令和 7 年 2 月～3 月	大沢総合 グラウンド他	4 名	40 名	
	三多摩シニア男子 (O-50)、女子 (O-35) 大会	令和 7 年 2 月～3 月	大沢総合 グラウンド他	4 名	40 名	
	三多摩シニア男子 (O-60) 大会	令和 7 年 2 月～3 月	大沢総合 グラウンド他	4 名	20 名	
④ 各種サッカーの 試合又は競技 会の運営受託	市民スポーツ祭スポ ーツ大会 サッカー競技	令和 7 年 10 月～12 月	大沢総合 グラウンド	7 名	1,650 名	451
	市民スポーツ祭スポ ーツ大会 フットサル競技	令和 6 年 12 月 14 日、 令和 7 年 1 月 18・25 日	SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	120 名	
⑤ 各種サッカー 競技場を含む スポーツ施設 の整備促進及 び管理運営	三鷹市体育施設 (グラウンド、体育 館等)の改善要 望および 利用の調整等	適宜	三鷹市役所 さんさん館等	7 名	市民等	1
⑥ 各種サッカー 選手、加盟チ ーム、指導者 及び審判員の 登録	三鷹市 サッカーリーグ等	適宜	オンライン	3 名	各種大会 参加者等	170
⑦ 各種サッカーの 指導者、審判	4 級審判資格 取得講習会	令和 6 年 8 月 17 日	大成高校	1 名	30 名	22

員の養成及び育成並びに派遣	審判研修会	適宜	大沢総合グラウンド他	2 名	各種大会参加者等	
	各種大会への審判員派遣	適宜	大沢総合グラウンド他	2 名	5 名	
⑧ 本法人と他の地域のサッカー団体及び他競技団体との交流並びに親睦	FC 東京 ホームタウンフェスティバル 近隣 6 市 サッカー交流試合	令和 6 年 4 月 21 日	府中郷土の森サッカー場	7 名	20 名	150
⑨ 三鷹市内における各種サッカー活動に携わる個人及び団体への支援と連携	三鷹市内の高校に対する支援	適宜	大成高校等	2 名	市内高校サッカー部員	177
⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	2025 年度の事業に向けた準備	適宜	三鷹市役所 さんさん館等	7 名	市民等	590

以上

議案第2号

法人名：一般社団法人三鷹市サッカー協会

収支計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取正会員費		160,000	
2. 受取賛助会員費・選手登録費等		2,434,500	
3. 受取寄付金等		705,355	
4. 旧協会からの寄付		1,529,040	
5. 事業収益（フットサル等）		104,000	
6. 事業収益（審判）		222,000	
7. その他収益		10,365	
経常収益計			5,165,260
II 経常費用			
1. 事業費			
（1）各種サッカーに係わる競技会の開催及び運営	1,181,050		
（2）各種サッカーに係わる指導及び普及活動	204,160		
（3）三鷹市を代表するチームの役員及び選手の選定並びに派遣	674,643		
（4）各種サッカーの試合又は競技会の運営受託	450,746		
（5）各種サッカー競技場を含むスポーツ施設の整備促進及び管理運営	220		
（6）各種サッカー選手、加盟チーム、指導者及び審判員の登録	169,289		
（7）各種サッカーの指導者、審判員の養成及び育成並びに派遣	21,990		
（8）本法人と他の地域のサッカー団体及び他競技団体との交流並びに親睦	149,550		
（9）三鷹市内における各種サッカー活動に携わる個人及び団体への支援と連携	176,278		
（10）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	589,418		
事業費計		3,617,344	
2. 管理費			
（1）人件費			
役員報酬	657,802		
人件費計	657,802		
（2）その他の経費	0		
管理費計		657,802	
経常費用計			4,275,146
税引前当期正味財産増減額			890,114
3. 法人税・住民税・事業税			
法人税・住民税・事業税	120,000		
当期正味財産増減額			770,114
前期繰越正味財産額			42,427
次期繰越正味財産額			812,541

法人名：一般社団法人三鷹市サッカー協会

貸借対照表
令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,080,772		
前払費用	103,800		
流動資産合計		3,184,572	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			3,184,572
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	1,879,000		
未払費用	493,031		
流動負債合計		2,372,031	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,372,031
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		42,427	
当期正味財産増減額		770,114	
正味財産合計			812,541
負債及び正味財産の合計額			3,184,572

財産目録
令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額			備考
I 資産の部				
1. 流動資産				
手元現金	18,119			
普通預金 東京むさし/三鷹支店	620,516			
普通預金 GMOあおぞらネット銀行	2,442,137			
前払費用	103,800			
流動資産合計		3,184,572		FC東京バック指定席券
2. 固定資産				
固定資産合計		0		
資産合計			3,184,572	
II 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	1,879,000			2025年度賛助会員費選手登録費及び選手登録費
未払費用	493,031			2024年度三鷹市施設利用料及び諸税
流動負債合計		2,372,031		
2. 固定負債				
固定負債合計		0		
負債合計			2,372,031	
正味財産			812,541	

上記の通り、令和6年度の収支決算報告をいたします。

令和7年5月15日

財務 久保田 康嗣 

上記監査の結果、正当であることを認めます。

令和7年5月15日

監事 笠野 めぐみ 

以上

議案第 3 号

令和 7 度事業計画書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

一般社団法人 三鷹市サッカー協会

1 事業実施の方針

三鷹市のサッカー界を統括し代表する団体として、三鷹市においてサッカーの普及と発展、競技力の向上に関する事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
① 各種サッカーに係わる競技会の開催及び運営	三鷹市 サッカーリーグ 一般	令和 7 年 4 月 ～令和 8 年 3 月	大沢総合 大沢野川 グラウンド	7 名	650 名	1,042
	三鷹市 サッカーリーグ 壮年	令和 7 年 4 月 ～令和 8 年 3 月	大沢総合 大沢野川 グラウンド	7 名	870 名	
	三鷹市 レディースリーグ	令和 7 年 4 月 ～令和 8 年 3 月	大沢総合 大沢野川 グラウンド	7 名	180 名	
	フットサル One Day Match	令和 7 年 9 月 27 日 10 月 4・18・ 25 日 6 月 15 日 11 月 1・29 日 12 月 20 日 令和 8 年 1 月 24 日 2 月 7・14 日 3 月 7・14 日	SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	520 名	

	ソサイチ One Day Match	令和 7 年 8 月 30 日	SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	80 名	
② 各種サッカーに 係わる指導及 び普及活動	FC 東京 夏休み 小学生・大人のサッ カー教室	令和 7 年 8 月 2 日	SUBARU 総合スポーツ センター	3 名	100 名	155
	FC 東京 小学生・ 大人のサッカー教室	令和 8 年 1 月 12 日	大沢総合 多目的広場	3 名	100 名	
	JFA ミニグラスルーッ フェスティバル	令和 7 年 5 月 24 日	大沢総合 グラウンド	3 名	50 名	
	JFA ファミリーフットサル フェスティバル	令和 7 年 8 月 30 日	SUBARU 総合スポーツ センター	3 名	100 名	
	三鷹市ジュニア フットサル大会	令和 7 年 7 月 12 日	SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	100 名	
	三鷹市シニア フットサル大会	令和 7 年 7 月 12 日	SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	60 名	
③ 三鷹市を代表 するチームの役 員及び選手の 選定並びに派 遣	都民体育大会 サッカー競技	令和 7 年 4 月～6 月	駒沢第 2 球 技場他	4 名	20 名	645
	東京都区市町 サッカー選手権 大会	令和 7 年 6 月～8 月	清瀬内山運 動公園サッカ ー場他	4 名	20 名	
	スポーツフェスティバ ル東京 サッカー競技	令和 7 年 9 月	駒沢第 2 球 技場他	4 名	50 名	
	三多摩クラブサッカ ー選手権 大会	令和 8 年 2 月～3 月	未定	4 名	20 名	

	三多摩シニア男子 (O-40)、女子大会	令和 8 年 2 月～3 月	未定	4 名	40 名	
	三多摩シニア男子 (O-50)、女子 (O-35) 大会	令和 8 年 2 月～3 月	未定	4 名	40 名	
	三多摩シニア男子 (O-60) 大会	令和 8 年 2 月～3 月	未定	4 名	40 名	
	三多摩シニア男子 (O-70) 大会	令和 8 年 2 月～3 月	未定	4 名	40 名	
④ 各種サッカーの 試合又は競技 会の運営受託	市民スポーツ祭 サッカー競技	令和 7 年 9 月～11 月	大沢野川 グラウンド SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	1,650 名	351
	市民スポーツ祭 フットサル競技	令和 7 年 12 月 13 日、 令和 8 年 1 月 17・31 日 2 月 28 日	SUBARU 総合スポーツ センター	7 名	120 名	
⑤ 各種サッカー 競技場を含む スポーツ施設 の整備促進及 び管理運営	三鷹市体育施設 (グラウンド、体育 館等)の改善要 望および 利用の調整等	適宜	三鷹市役所 さんさん館等	7 名	市民等	220
⑥ 各種サッカー 選手、加盟チ ーム、指導者 及び審判員の 登録	三鷹市 サッカーリーグ等	適宜	オンライン	3 名	各種大会 参加者等	167

⑦ 各種サッカーの指導者、審判員の養成及び育成並びに派遣	4 級審判資格取得講習会	未定	大成高校	2 名	30 名	22
	審判研修会	適宜	大沢総合グラウンド他	2 名	各種大会参加者等	
	各種大会への審判員派遣	適宜	大沢総合グラウンド他	2 名	5 名	
⑧ 本法人と他の地域のサッカー団体及び他競技団体との交流並びに親睦	FC 東京 ホームタウンフェスティバル 近隣 6 市 サッカー交流試合	令和 7 年 4 月 20 日	調布市西町 サッカー場	7 名	20 名	40
⑨ 三鷹市内における各種サッカー活動に携わる個人及び団体への支援と連携	三鷹市内の 高校に対する支援	適宜	大成高校等	2 名	市内高校サッカー部員	177
⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	令和 8 年度の 事業に向けた準備	適宜	三鷹市役所 さんさん館等	7 名	市民等	590

以上

議案第4号

役員の選任

定款 第12条（3）に基づき、以下の役員について選任の決議を行います。

理事（候補）

井上 徹（イノウエ トオル）

昭和41年12月4日生（58歳）

東京都練馬区豊玉南

令和7年5月24日入会（正会員）

以上

議案第 5 号

定款変更

定款 第 1 2 条（6）に基づき、定款の変更について決議を行います。

現行	改定	備考
（社員総会の議長） 第 1 5 条 社員総会の議長は、<u>当該社員総会において出席社員より会長が選出する。</u>	（社員総会の議長） 第 1 5 条 社員総会の議長は、会長とする。 2 会長が欠けたとき、また事故があるときは、業務執行理事のうちから理事会が指名した役員が総会の議長を務める。	総会議長の明確化
（役員の設置） 第 2 0 条 この法人に、次の役員を置く。 （1） 理事 3 名以上 3 0 名以内 （2） 監事 1 名以上 3 名以内 2 <u>理事のうち1名を会長とし、必要に応じて副会長、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。</u> 3 <u>前項の会長を一般法人法上の代表理事とする。</u> 4 代表理事以外の理事のうち 1 0 名以内を業務執行理事とすることができる。	（役員の設置） 第 2 0 条 この法人に、次の役員を置く。 （1） 理事 3 名以上 3 0 名以内 （2） 監事 1 名以上 3 名以内 2 理事のうち1名を一般法人法の代表理事とし、必要に応じて専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。 3 前項の代表理事を会長とし、必要に応じて専務理事のうち1名を理事長、若干名を副会長、常務理事のうち1名を事務局長、若干名を副理事長とすることができる。 4 代表理事以外の理事のうち 1 0 名以内を業務執行理事とすることができる。	役割を明確化するために理事長、副会長、事務局長、副理事長設置を明文化

(役員の選任) 第 2 1 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事は、<u>理事会の決議によって理事の中から選定する。</u>	(役員の選任) 第 2 1 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 代表理事、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事は、<u>理事会の決議によって理事の中から選定する。</u>	会長を代表理事に置き換え、副会長を専務理事にまとめる
(理事の職務及び権限) 第 2 2 条 理事は、<u>理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。</u> 2 会長は、<u>法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</u> 3 会長及び業務執行理事は、<u>毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</u> 4 副会長は、<u>会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u>	(理事の職務及び権限) 第 2 2 条 理事は、<u>理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。</u> 2 代表理事は、<u>法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</u> 3 専務理事及び常務理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 4 業務執行理事は、<u>理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</u> 5 代表理事、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、<u>毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</u>	会長を代表理事に置き換え、副会長を専務理事にまとめる専務理事、常務理事の職務・権限追加

(役員の任期及び定年) 第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。 2 監事の任期は、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了するときまでとする。 5 理事又は監事については、再任を妨げない。 6 理事又は監事が第 2 0 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 7 <u>理事及び監事は、その就任時に満 7 5 歳未満でなければならない。</u>	(役員の任期及び定年) 第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。 2 監事の任期は、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了するときまでとする。 5 理事又は監事については、再任を妨げない。 6 理事又は監事が第 2 0 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 7 代表理事、専務理事及び監事は、その就任時に満 7 5 歳未満でなければならない。 常務理事及び理事は、その就任時に満 7 0 歳未満でなければならない。	更なる活性化とSDGSの観点から常務理事及び理事の定年を 7 0 歳に引き下げる
--	---	---

(理事会の権限) 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。 (1) 社員総会に付議すべき事項 (2) 社員総会で決議した事項の執行に関する事項 (3) 理事の職務の執行監督 (4) <u>会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事の選定及び解職</u> (5) その他社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項	(理事会の権限) 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。 (1) 社員総会に付議すべき事項 (2) 社員総会で決議した事項の執行に関する事項 (3) 理事の職務の執行監督 (4) 代表理事、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事の選定及び解職 (5) その他社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項	会長を代表理事に置き換え、副会長を専務理事にまとめる
(理事会の開催) 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項及び招集の理由を示し招集の請求があったとき (3) 社員総数の5分の1以上から理事会に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示し招集の請求があったとき (4) 監事が第23条第2項第3号の規定に基づいて招集するとき	(理事会の開催) 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項及び招集の理由を示し招集の請求があったとき (3) 社員総数の5分の1以上から理事会に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示し招集の請求があったとき (4) 監事が第23条第2項第3号の規定に基づいて招集するとき	理事長権限追加

(理事会の招集) 第 3 3 条 <u>理事会は、会長が招集する。</u> 2 <u>会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。</u> 3 <u>会長は前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に理事会を招集しなければならない。</u> 4 <u>理事会を招集するときには、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。</u>	(理事会の招集) 第 3 3 条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。 3 理事長は前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に理事会を招集しなければならない。 4 理事会を招集するときには、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。	理事長権限追加
(理事会の議長) 第 3 4 条 理事会の議長は、<u>会長もしくは会長が指名した副会長、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事とする。</u> 2 <u>会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長となる。</u>	(理事会の議長) 第 3 4 条 理事会の議長は、理事長とする。 2 理事長が欠けたとき、また事故があったときは、業務執行理事のうちから理事会が指名した役員が理事会の議長を務める。	理事会議長の明確化

以上

議案第 6 号

役員報酬額変更

定款 第 1 2 条（４）に基づき、役員報酬の額の変更について決議を行います。

役職名	現行（税抜）	改定（税抜）
理事	20千円	10千円
常務理事	30千円	変更なし
専務理事	40千円	変更なし
代表理事	50千円	変更なし
監事（税理士資格あり）	30千円	変更なし
監事（税理士資格なし）	20千円	10千円

以上

議案第7号

法人名：一般社団法人三鷹市サッカー協会

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取正会員費		170,000	
2. 受取賛助会員費・選手登録費等		2,200,000	
3. 受取寄付金等		1,053,615	
4. その他寄付		0	
5. 事業収益（フットサル等）		208,000	
6. 事業収益（審判）		111,000	
7. その他収益		0	
経常収益計			3,742,615
II 経常費用			
1. 事業費			
（1）各種サッカーに係わる競技会の開催及び運営	1,182,000		
（2）各種サッカーに係わる指導及び普及活動	205,000		
（3）三鷹市を代表するチームの役員及び選手の選定並びに派遣	375,000		
（4）各種サッカーの試合又は競技会の運営受託	451,000		
（5）各種サッカー競技場を含むスポーツ施設の整備促進及び管理運営	1,000		
（6）各種サッカー選手、加盟チーム、指導者及び審判員の登録	170,000		
（7）各種サッカーの指導者、審判員の養成及び育成並びに派遣	22,000		
（8）本法人と他の地域のサッカー団体及び他競技団体との交流並びに親睦	150,000		
（9）三鷹市内における各種サッカー活動に携わる個人及び団体への支援と連携	177,000		
（10）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	590,000		
事業費計		3,323,000	
2. 管理費			
（1）人件費			
役員報酬	557,802		
人件費計	557,802		
（2）その他の経費	0		
管理費計		557,802	
経常費用計			3,880,802
税引前当期正味財産増減額			-138,187
3. 法人税・住民税・事業税			
法人税・住民税・事業税	120,000		
当期正味財産増減額			-258,187
前期繰越正味財産額			812,541
次期繰越正味財産額			554,354

(一社)三鷹市サッカー協会 令和 7 年度 役員及び担当

令和 7 年度の役員人事は以下の通りとする。

役職	氏名	担当	備考
名誉会長	西村敏行		前会長
顧問	伊藤達也		衆議院議員
顧問	大金直樹		東京フットボールクラブ(株) 取締役会長
代表理事 会長	壺岐俊一	総括	
専務理事 副会長	浜中昌之	規律委員会・財務委員会 三鷹市スポーツ協会監事	
専務理事 理事長	伊藤正治	運営委員長・総務委員会 (一社)三多摩サッカー連盟理事	
常務理事 副理事長	杉本春喜	総務委員長・運営委員会・普及委員会 東京都、地区連盟、FC 東京担当	
常務理事 事務局長	工藤公一	事務局長 運営委員会・総務委員会	
常務理事 普及委員長	斉藤誠一	普及委員長 運営委員会	
常務理事 財務委員長	久保田康嗣	財務委員長 総務委員会	
理事 審判委員長	酒井直彦	審判委員長	
理事 技術委員長	神田 斉	技術委員長 規律委員会	
理事 フットサル委員長	井上徹	フットサル委員長	令和 7 年度新任
理事 規律委員長	本間俊夫	規律委員長 運営委員会	
理事	斉藤真登香	財務委員会 フットサル委員会	

理事	野上美奈子	運営委員会 普及委員会	
理事	佐々木雅治	運営委員会 普及委員会	
理事	田辺俊彦	三鷹市スポーツ協会理事	
理事	小林大輔	審判委員会	
理事	師信久	フットサル委員会	
監事	笠野めぐみ		税理士
監事	梶本正平		

以上